

# 草加市創業者向け持続化給付金

売上が減少した創業直後の事業者に給付金を支給し、創業直後の最も不安定な環境下での事業継続を支援します。

国の持続化給付金の対象とならない、創業間もない方で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が20パーセント以上減少した方に対し、事業活動の維持・持続のために給付金を支給します。要件などは次のとおりです。

## 受付期間・受付場所

- ・ 令和2年5月18日（月）から令和3年1月29日（金）まで
- ・ 草加商工会議所（草加市中央2-16-10）**1階窓口**にて

## 対象となる事業者

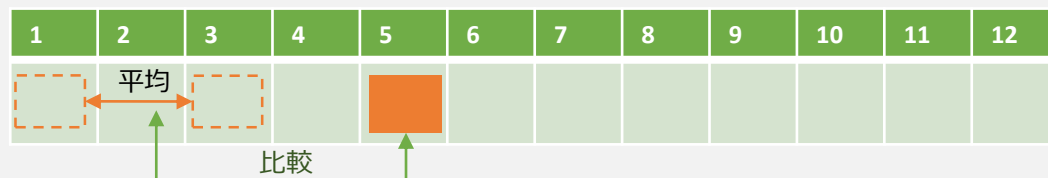
次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ☑ 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主の方
- ☑ 令和2年1月1日から同年4月7日までに創業（営業開始）した方
- ☑ 創業日から満3か月又は90日以上営業実績を有している方
- ☑ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日以降の任意の1か月の売上と、当該月前の任意の2か月の売上の平均を比べて、20%以上減少した方  
※月の途中で創業した場合などの計算方法はお気軽にご相談ください。
- ☑ 原則として月20日以上営業実態を有している方  
(請負契約等による短期的又は臨時的営業を除きます。)
- ☑ 市税等の滞納がない方（納税猶予中の方も可。)
- ☑ 国の持続化給付金（個人100万円、法人200万円）の給付対象とならない方
- ☑ 性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う事業者でない方
- ☑ 政治団体でない方
- ☑ 宗教上の組織又は団体でない方

### 売上減少の月比較のイメージ

3月1日以降の任意の1か月の売上と、当該月前の任意の2か月の売上の平均の比較（20%以上減少が対象）

2020年

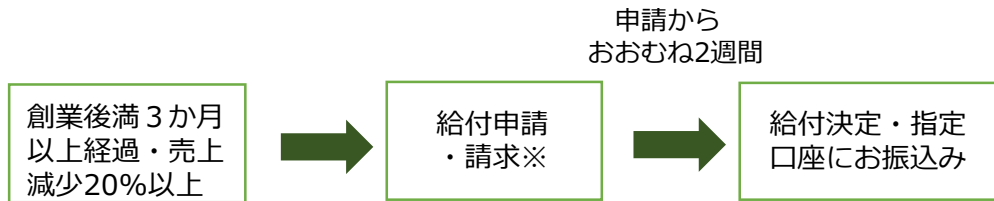


## 給付額

1事業者当たり一律50万円（個人事業主、法人とも）

## 申請の流れ

申請方法は次のとおりです。国の持続化給付金（個人100万円・法人200万円）とは手順が異なりますのでご注意ください。



草加商工会議所HP

※給付申請書は草加商工会議所窓口又は同所ホームページ（QRコード）からのダウンロードで入手できます。5/7現在、ダウンロードページは準備中です。受付開始に向け速やかに公開してまいります。

※給付申請に当たっては、申請書のほか、売上減少や営業実態、納税に係る証拠書類の提出が必要となります。（下記参照）

その他詳しくは草加商工会議所までお問合せください。

### ◆給付申請に必要な書類◆

- ① 草加市創業者向け持続化給付金給付申請書兼請求書（所定書式）
- ② 売上減少月と比較する月の売上高が分かる書類（帳簿など）
- ③ 法人の場合：登記事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し  
個人の場合：開業届の写し、営業届出済証明書又は許可証の写し（営業にかかる許可が必要な業種に限ります。）
- ④ 市税等納税証明書（納税猶予中の方は、納税猶予決定通知等それが分かる書類）
- ⑤ 営業実態を確認するために必要な書類  
（賃貸借契約書、光熱水費の領収書、ネットショッピング等に登録された事業者概要、創業に係る融資決定通知書等の営業実態が確認できる書類が2点あれば可）

お問合せ先

〒340-0016 草加市中央2-16-10

草加商工会議所

電話：048-928-8111 Fax：048-928-8125

e-mail：sokacci@sokacity.or.jp

発行：草加市自治文化部産業振興課 電話048-922-3477（直通）